

平成26年4月21日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所
豊建設工業株式会社
大分県中津市是則1306

2 指名停止期間 自 平成26年4月22日
至 平成26年7月21日（3ヵ月間）

3 指名停止の理由

豊建設工業株式会社は、過年度より未成工事支出金の不正計上をして財務諸表を作成し、少なくとも平成22年9月30日及び平成23年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、不正な会計処理によって得た経営状況分析結果を用いて申請し、当該申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共工事の発注者に対し競争参加資格申請を行ったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、平成26年1月28日に九州地方整備局長より営業停止処分(45日間)を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日59林野経第156号)別表2第13号(建設業法違反)に該当し、工事の請負相手方として不相当であると認められるため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話027-210-1149
担当：行政専門員